

## 第5次滋賀県子ども読書活動推進計画(骨子案) および「こども としょかん」について

### 1 計画策定の趣旨

現行の「第4次滋賀県子ども読書活動推進計画」については、令和5年度(2023年度)が終期となることから、今年度より次期計画の策定に着手し、令和6年(2024年)3月の策定に向けて取り組むもの。

### 2 計画の枠組

(1)計画期間 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度)(5年間)

(2)計画の性格

- 子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項に規定される都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(努力義務)
- 国の「子ども読書活動推進基本計画」(令和5年3月第五次基本計画策定)や県の他の関連計画と整合性を図った計画
- 県内市町が「市町子ども読書活動推進計画」を策定する際の基本となる計画

#### 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(抜粋)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

### 3 策定の進め方

- 教育委員会に設置する「しが子ども読書活動推進協議会」において、基本的方針および重点的に取り組む事項等について協議し、策定を進める。
- 市町や関係機関、団体、学識経験者等から意見聴取を行い、検討に反映させる。

### 4 今後の主な予定

- 【改定骨子案】 9月定例会議 常任委員会
- 【改定原案】 11月定例会議 常任委員会  
(県民政策コメント)12月～1月
- 【改定最終案】 2月定例会議 常任委員会  
3月末改定

## 「こども としょかん」で目指す姿および基本方針（コンセプト案）

令和4年度、県では県公共図書館協議会等での議論をもとに、「こども としょかん」で目指す姿およびコンセプト(案)を下記のとおり作成したところ。

### 目指す姿

すべての子どもが身近な学校や地域の人々の関わりにより本に親しみ、  
「本を読んで、とても楽しかった!」、「本で知りたいことが分かった」、  
「調べる楽しさを知った」、「困難な時に、寄り添ってくれる本に出会えた」  
といった体験(読書の成功体験)を得られる滋賀

### 滋賀ならではの「こども としょかん」

#### コンセプト1

#### どこでも「こども としょかん」

すべての子どもが身近な環境(学校図書館等)で本に親しめるようにします。

#### コンセプト2

#### 「支える人」を支える「こども としょかん」

学校・園・ボランティアなど、子どもの読書活動を支援する人を支えます。

#### コンセプト3

#### 子育て世代に優しい「こども としょかん」

子育て世代にとって魅力ある図書館づくりを目指します。

#### コンセプト4



#### みんなでつくる滋賀県まるごと「こども としょかん」



県・市町、官民が一体となって子どもの読書環境の充実を目指します。  
県立図書館は全県ネットワークにおけるセンター機能(資料や情報の収集・発信、相談、研究等)を担います。

- 上記案をもとに、「県子ども読書活動推進協議会」等で意見を聴取しながら、滋賀ならではの「こども としょかん」として目指す姿や基本方針、重点施策等を議論。
- 議論した内容をもとに、これまでの計画の内容をより拡充・発展させて滋賀ならではの「こども としょかん」を目指して「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」を令和5年度末に策定する。

## 第5次滋賀県子ども読書活動推進計画(骨子案)

### 第5次滋賀県子ども読書活動推進計画(骨子案) ～滋賀ならではの「こども としょかん」を目指して～

#### 第1章 第5次推進計画の策定にあたって

- 1 子どもの読書活動推進の意義
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格と役割
- 4 計画期間

#### 第2章 第4次計画期間中の成果と課題

- 1 第4次計画期間中の主な取組
- 2 指標の推移等から見た成果と課題

[成果]

##### 児童・生徒の不読率は全国平均より低い

(令和4年度、滋賀県:小5.0%・中12.3%・高42.9%、全国:小6.4%・中18.6%・高51.1%)

##### 学校司書配置率増加

(学校司書配置率

平成28年度、小49.8%・中34.3%→令和2年度、小64.2%・中58.3%)

##### 児童図書の公立図書館での年間貸出冊数(12歳以下の県民一人当たり)はやや増加

(平成29年度、24.1冊→令和4年度、24.6冊)

[課題]

##### 学校段階が進むにつれた読書率の低下

(令和4年度、1か月に1冊も本を読んでいない児童生徒の割合  
滋賀県:小5.0%・中12.3%・高42.9%)

##### 読書習慣の定着が不十分

(令和5年度、学校の授業時間以外で平日(月曜日から金曜日)1日当たりの読書時間  
10分以上の者の割合 滋賀県:小59.4%・中44.1%、全国:小60.0%・中49.4%)

##### 学校図書館の環境のさらなる改善、機能強化

(令和2年度、

学校図書館図書標準達成 滋賀県:小49.5%・中29.2%、全国 小71.2%・中61.1%

学校司書配置率 滋賀県:小64.2%・中58.3%、全国:小68.8%・中64.1%)

- 3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化
  - (1) 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定
  - (2) 教育におけるデジタル化の進展
  - (3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
  - (4) 国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
  - (5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響
  - (6) 子どもをまん中に置いた社会づくり(「子ども・子ども・子ども」の視点)

※太字下線部は第4次計画からの追加・変更点

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 (仮) 目指す姿

すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりにより本に親しみ、より豊かな人生を送ることのできる滋賀

「こどもとしょかん」イメージ図

#### 2 基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

#### 3 基本的方針

(1) いつでもどこでも「こどもとしょかん」

すべての子どもが本に親しめる環境づくり(学校図書館等、身近な場所で)

(2) 「支える人」を支える「こどもとしょかん」

学校・園・ボランティアなど、子どもの読書活動を支援する人への支援

(3) 子育て世代に優しい「こどもとしょかん」

子育て世代にとって魅力ある図書館づくり

(4) みんなでつくる滋賀県まるごと「こどもとしょかん」

みんなが一体となった取組で子どもの読書環境の充実を目指す。

県立図書館に全県ネットワークにおけるセンター機能(資料や情報の収集・発信、相談、研究等)を付与

#### 4 第5次計画において重点的に取り組むべき事項

(1) 学校図書館の機能強化

(2) 子どもの読書活動を支える人づくり

(3) 子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館

### 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

#### 1 子どもの発達の段階に応じた読書活動の推進

(1) 乳幼児期

(2) 小学生期

(3) 中学生・高校生期

(表)子どもの発達の段階に応じた読書活動への主な取り組み

#### 2 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 子ども読書活動推進啓発冊子等による啓発および情報提供

(2) 保護者に対する読書活動への理解の促進

(3) 公立図書館の利用促進

(4) 読み聞かせ会等の実施

#### 3 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公立図書館における子どもの読書活動の推進

ア 子ども読書の機会の提供

(ア) 子どもと本の出会いの場の提供

(イ) 児童図書に関するレファレンス・読書相談の充実

(ウ) 障害のある子どもや外国人児童に対する図書館サービスの充実

イ 子どもの読書のための諸条件の整備・充実

(ア) 蔵書の整備・充実

(イ) 子どものための読書スペースの充実

(ウ) 司書の配置と専門性の向上

(エ) 情報化の推進

(オ) 公立図書館間の協力等の推進

(カ) 全域サービスの推進

(キ) 学校や地域の読書活動への支援

※太字下線部は第4次計画からの追加・変更点

(2) 児童館や公民館等における子どもの読書活動の推進

- ア 子どもが読書に親しむ機会の提供
- イ 読書環境の整備・充実
- ウ 職員等の知識・技術の向上

(3) **読書**ボランティアなどによる子どもの読書活動の推進

- ア 読書ボランティア(リーダー)の養成
- イ 情報の収集・提供
- ウ 学校、図書館等との連携等ボランティア活動の場の提供
- エ 国や民間の助成の活用

(4) 関連機関・団体等との連携による子どもの読書活動の推進

- ア 子どもが集まるところに本がある環境づくり
- イ 関係機関とのネットワークの強化
- ウ 民間企業の子育て研修との連携

**4** **幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進** ←※特出し

- (1) 絵本等に親しむ機会の提供
- (2) 資料、設備の整備・充実
- (3) 教員、保育士等の理解や技能の向上
- (4) 公立図書館やボランティアとの連携

**5** **学校における子どもの読書活動の推進**

- (1) 小中学校における子どもの読書活動の推進
  - ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
    - (ア) 学校の体制づくり
    - (イ) 読書指導の充実
  - イ 学校図書館の整備・充実
    - (ア) 資料・整備の充実
    - (イ) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進
  - ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進
    - (ア) 公立図書館との連携
    - (イ) 家庭との連携
    - (ウ) 地域のボランティア等との連携
- (2) 高等学校における子どもの読書活動の推進
  - ア 読書指導の充実
    - (ア) 一斉読書等の活動
    - (イ) 授業等での言語活動
  - イ 学校図書館の整備・充実
  - ウ 公立図書館やボランティア等との連携
- (3) 特別支援学校における子どもの読書活動の推進
  - ア 児童生徒の読書活動の充実
  - イ 学校図書館の整備・充実
  - ウ 教職員の専門性の向上
  - エ 公立図書館との連携

**6** **啓発・広報等の推進**

- (1) 「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進
- (2) 子ども読書活動支援センター等による啓発・広報の推進
- (3) 優れた取組の奨励

**7** **推進体制の整備**

- (1) しが子ども読書活動推進協議会の開催等
- (2) 子ども読書活動支援センターによる総合調整

※太字下線部は第4次計画からの追加・変更点

## 第5章 指標の設定

### 県内の取組事例

#### (参考資料)

- I 子どもの読書活動の推進に関する法律
- II 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律
- III 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」
- IV 計画における所要見込額
- V 県内公立図書館等一覧
- VI しが子ども読書活動推進協議会 設置要綱・委員名簿

※太字下線部は第4次計画からの追加・変更点

# みんなでつくる滋賀県まるごと「こども としょかん」について(イメージ)

## 目指す姿(仮)

すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりにより本に親しみ、より豊かな人生を送ることのできる滋賀

子どもの読書活動に関わる人々、子どもの読書活動を支える人々など、県・市町・民が一体となって、子どもの読書活動を総合的に推進  
= 滋賀ならではの「こども としょかん」

## 「こども としょかん」イメージ図



しが子ども読書支援センターは、全県ネットワークにおけるセンター機能(資料や情報の収集・発信、相談、研究等)の役割を担う。

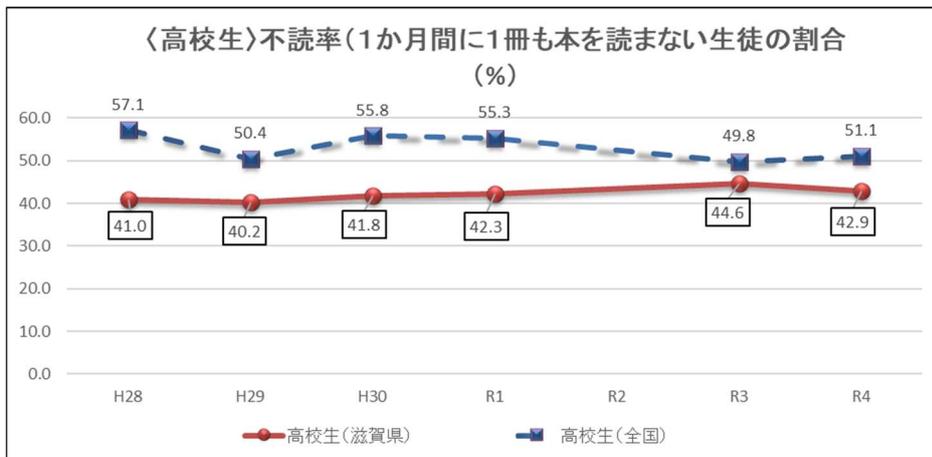
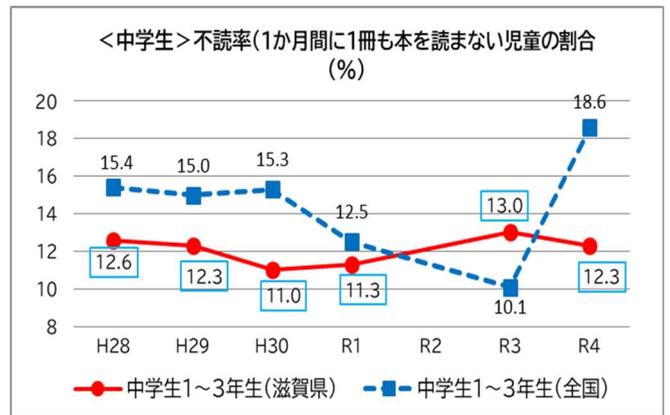
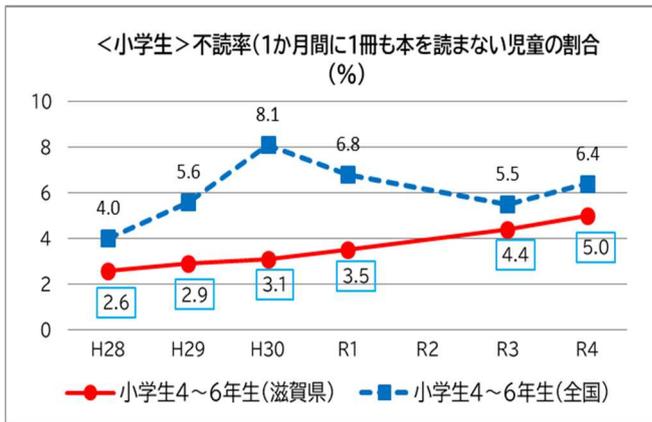
# 参考

## 子どもの読書活動に関する状況等

### (1)「不読率」等について

- ①県内の小学生の不読率は、過去10年で最大
- ②1日10分以上読書をする児童生徒の割合が全国平均を下回っている
- ③家にある本が「10冊以下」と答えた小・中学生が10%程度存在

#### ① 1か月に1冊も本を読んでいない児童生徒の割合



#### <滋賀県数値>

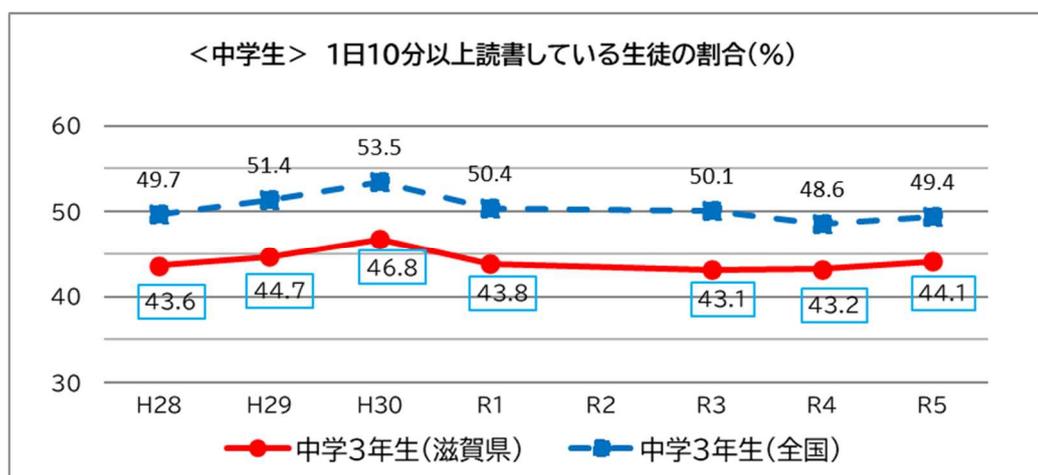
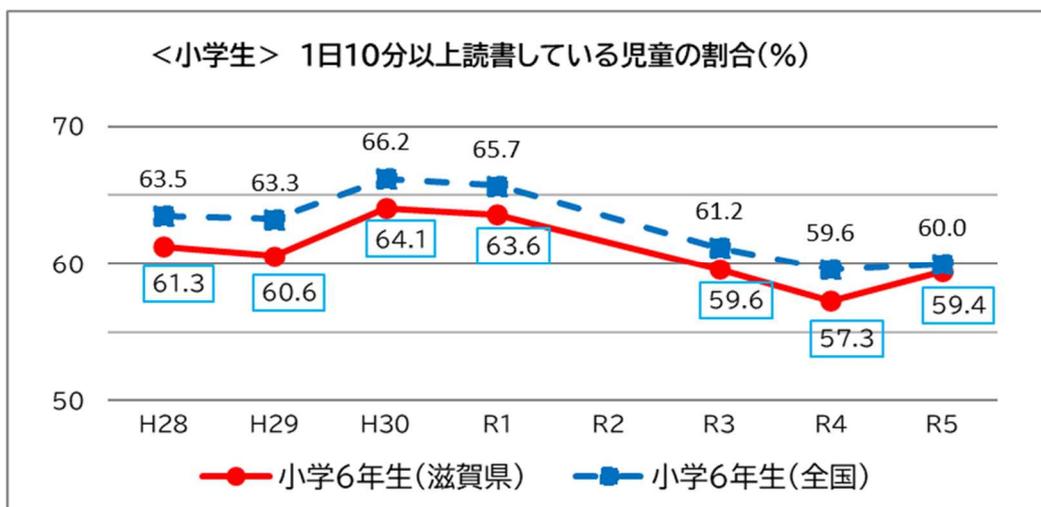
- ・県教育委員会による全数調査(国立・私立学校含む。)
- ・高校:定時制を含む

#### <全国数値>

- ・出典「学校読書調査」(全国学校図書館協議会、毎日新聞社(R3まで))
- ・抽出調査(小:4,733人、中:4,552人、高:4,806人)
- ・高校:全日制のみ(定時制は含まず)

② 1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合

[文科省「全国学力・学習状況調査」]



③ 家にある本が「10冊以下」と答えた子ども [文科省「R5 全国学力・学習状況調査」]

小学6年生:12.8%(全国:12.9%) 中学生:15.9%(全国:15.2%)

(2)学校図書館の状況について [文科省「R2 学校図書館の現状に関する調査」]

- ①学校司書の配置割合が小・中学校とも全国平均を下回っている
- ②図書標準冊数を達成している割合が小・中学校とも全国平均を下回っている

①学校司書配置学校(公立)数の割合

小学校:64.2%(全国:69.1%) 中学校:58.3%(全国:65.9%)

※県生涯学習課による直近の調査(学校司書配置状況調査(R5.6)では、  
小学校(市町立):76.1% 中学校(市町立):74.2%

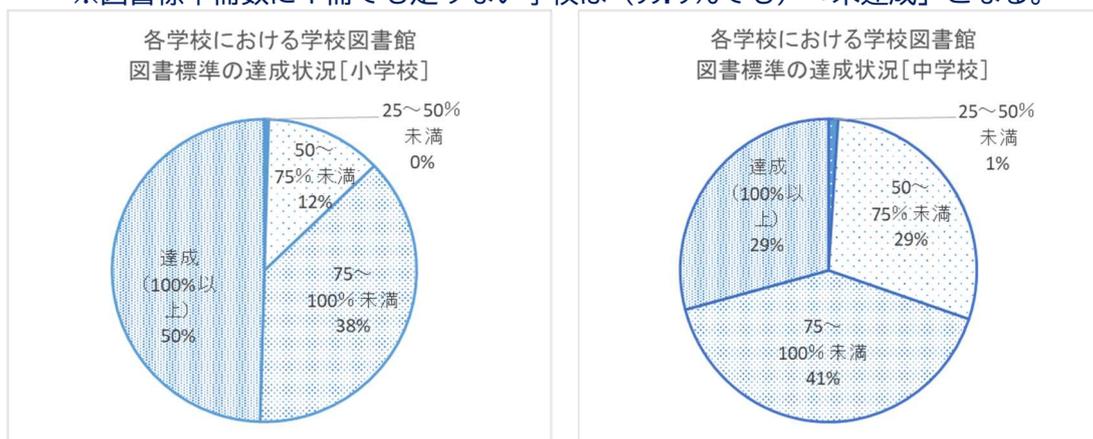
②公立学校図書館図書標準の達成状況★

小学校:49.5%(全国:71.2%) 中学校:29.2%(全国:61.1%)

★学校図書館図書標準の達成状況とは・・・

→学校図書館図書標準の達成率が100%の学校の割合

※図書標準冊数に1冊でも足りない学校は(99.9%でも)「未達成」となる。



学校図書館図書標準について

○公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準を学級数に応じて定めたもの。

(例) 18学級の小学校:10,360冊、15学級の中学校:12,160冊

○学校図書館図書標準の達成率

→各学校における学校図書館標準に基づく蔵書冊数の達成割合

(例) 蔵書冊数標準が7,000冊である学校の蔵書が5,600冊の場合、当該学校の達成率は80%。

※注意:蔵書の状態(発行年度、傷み具合等)は考慮されず、除籍(処分)まで蔵書としてカウント。

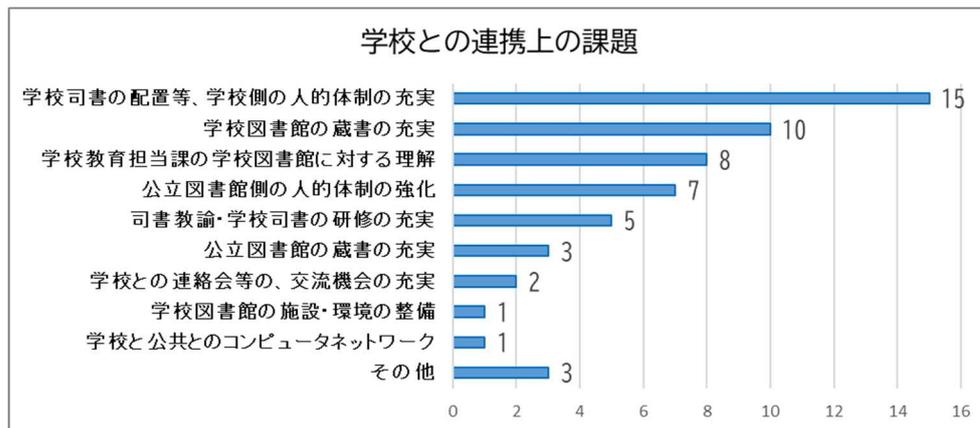
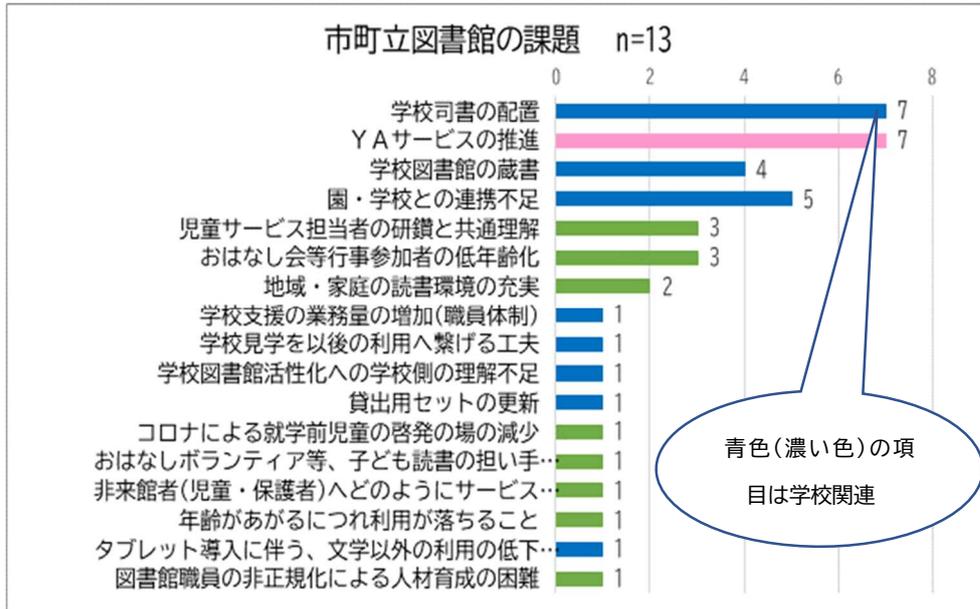
<参考>

滋賀県 市町立学校図書館の蔵書冊数(令和元年度末) [R2 文科省:学校図書館の現状に関する調査]

小学校 1,947,903冊 中学校 1,002,359冊

(図書標準達成のためには、概ね小学校で134,000冊、中学校で164,000冊が必要)

③県内市町図書館アンケート(R4. 9月)



滋賀県子ども読書活動推進計画の指標の推移  
第4次計画版

※令和5年(2023年)9月1日現在

指 標 名	年度	第3次計画					第4次計画						関係課(館)	
		平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	目標 (2023)		
①(新)乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合	滋賀県	—	—	—	—	—	42.1%	26.3%	31.5%			100%	生涯学習課	
②学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合 (上段 滋賀県データ) (下段 全国平均)	小学校 (6年生)	滋賀県	61.1%	61.6%	61.3%	60.6%	64.1%	63.6%	—	59.6%	57.3%	59.4%	70.0%	幼小中教育課
		全国平均	64.7%	64.2%	63.5%	63.3%	66.2%	65.7%	—	61.2%	59.6%	60.0%	—	
	中学校 (3年生)	滋賀県	46.6%	46.2%	43.6%	44.7%	46.8%	43.8%	—	43.1%	43.2%	44.1%	55.0%	
		全国平均	53.0%	52.2%	49.7%	51.4%	53.5%	50.4%	—	50.1%	48.6%	49.4%	—	
③1か月間に1冊以上本を読んだ高校生の割合 (上段 滋賀県データ) (下段 全国平均)	滋賀県	56.3%	57.4%	59.0%	59.8%	58.2%	57.7%	—	55.4%	57.1%	57.1%	70.0%	生涯学習課	
	全国平均	51.3%	48.1%	42.9%	49.6%	44.2%	44.7%	—	50.2%	48.9%		—		
④学校図書館図書標準を達成している学校数の割合 (上段 滋賀県データ) (下段 全国平均)	小学校	滋賀県	42.2%	—	52.7%	—	—	—	49.5%	—	—		70.0%	幼小中教育課
		全国平均	51.5%	—	66.4%	—	—	—	71.2%	—	—		—	
	中学校	滋賀県	29.0%	—	33.3%	—	—	—	29.2%	—	—		50.0%	
		全国平均	51.4%	—	55.3%	—	—	—	61.1%	—	—		—	
⑤学校司書を配置している学校数の割合 (上段 滋賀県データ) (下段 全国平均)	小学校	滋賀県	37.5%	—	49.8%	—	—	—	64.2%	—	—		80.0%	幼小中教育課
		全国平均	54.5%	—	59.2%	—	—	—	68.8%	—	—		—	
	中学校	滋賀県	19.0%	—	34.3%	—	—	—	58.3%	—	—		70.0%	
		全国平均	52.9%	—	58.0%	—	—	—	64.1%	—	—		—	
⑥児童図書の公立図書館での年間貸出冊数(12歳以下の県民1人当たり)	滋賀県 (県立含む)	22.4冊	22.0冊	24.0冊	24.1冊	24.1冊	24.5冊	21.2冊	25.0冊	24.6冊		25.0冊	県立図書館	

②文部科学省「全国学力・学習状況調査」質問紙による。R2は実施なし。

③の全国データは、全国学校図書館協議会「学校読書調査」による。

R2は実施なし。R2は県調査もなし。

④⑤は文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」による。

H28までは隔年、以後は約5年間隔となる見通し。次回はR7年度調査予定。

⑥公立図書館児童書の貸出冊数÷県人口(12歳以下)

⑥年間貸出冊数は、(公財)江北図書館の貸出冊数を除いている

⑥の算出方法は、H23年度より以下の数値を使用している

児童数は統計課季報(次年度4月1日付)の県人口確定値に基づく

貸出冊数は「滋賀の図書館」(県立図書館作成)に基づく

※平成21年改正の「住民基本台帳法」(平成24年7月9日施行)により、H25年度実績より、使用する

人口は外国人住民を含んだ数値である。

子ども読書活動推進計画(第1次計画): H16年度~H20年度(2004年度~2008年度)

(第2次計画): H21年度~H25年度(2009年度~2013年度)

(第3次計画): H26年度~H30年度(2014年度~2018年度)

(第4次計画): H31年度~R5年度(2019年度~2023年度)